

修理箇所

位置図

特記仕様書

【修繕概要】

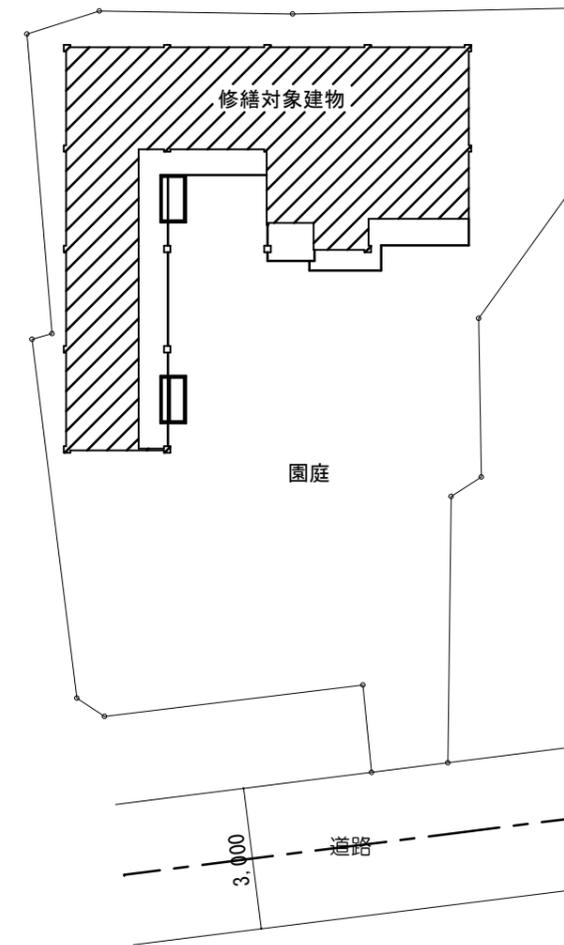
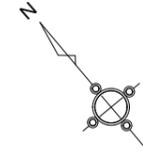
- ・本修繕は、津市橋南保育園における、照明器具の取替修繕を行うものである。

【施工条件】

- ・作業日時は、事前に保育園・担当課・監督員と十分に協議し、指示に従うこと。
- ・作業着手までの期間に調査及び施工計画書等を作成し市監督員の承諾を得ること。
- ・作業着手前調査は、事前に保育園及び市監督員の承諾を得るものとし、保育園運営等に影響を与えない範囲とする。
- ・機器材料等の納期を確認し、契約後速やかに承認図を提出すること。
- ・修繕着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員の立合いのもと写真に記録しておくこと。
- ・設計図書に明記のない場合でも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本修繕に含む。

なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。

- ・修繕過程において、既存施設に損害を与えた場合は、請負人の負担において、速やかに復旧すると共に市監督員に報告すること。
- ・近隣に対し騒音・振動・粉塵等を配慮した施工を行うこと。
- ・修繕用水、電力については施設内既存の設備を無償で利用できる。
- ・修繕の前後で照明の照度測定を行うこと。



【安全対策】

- ・修繕用車両及び修繕関係車両については、指定された場所(保育園及び、市監督員と協議)に駐車するものとし、周辺道路等に駐車しないこと。
- ただし、資材の搬入・搬出時には修繕場所最寄りの出入口付近への一時的な駐車を可とするが、作業終了後は、速やかに車両を移動させること。

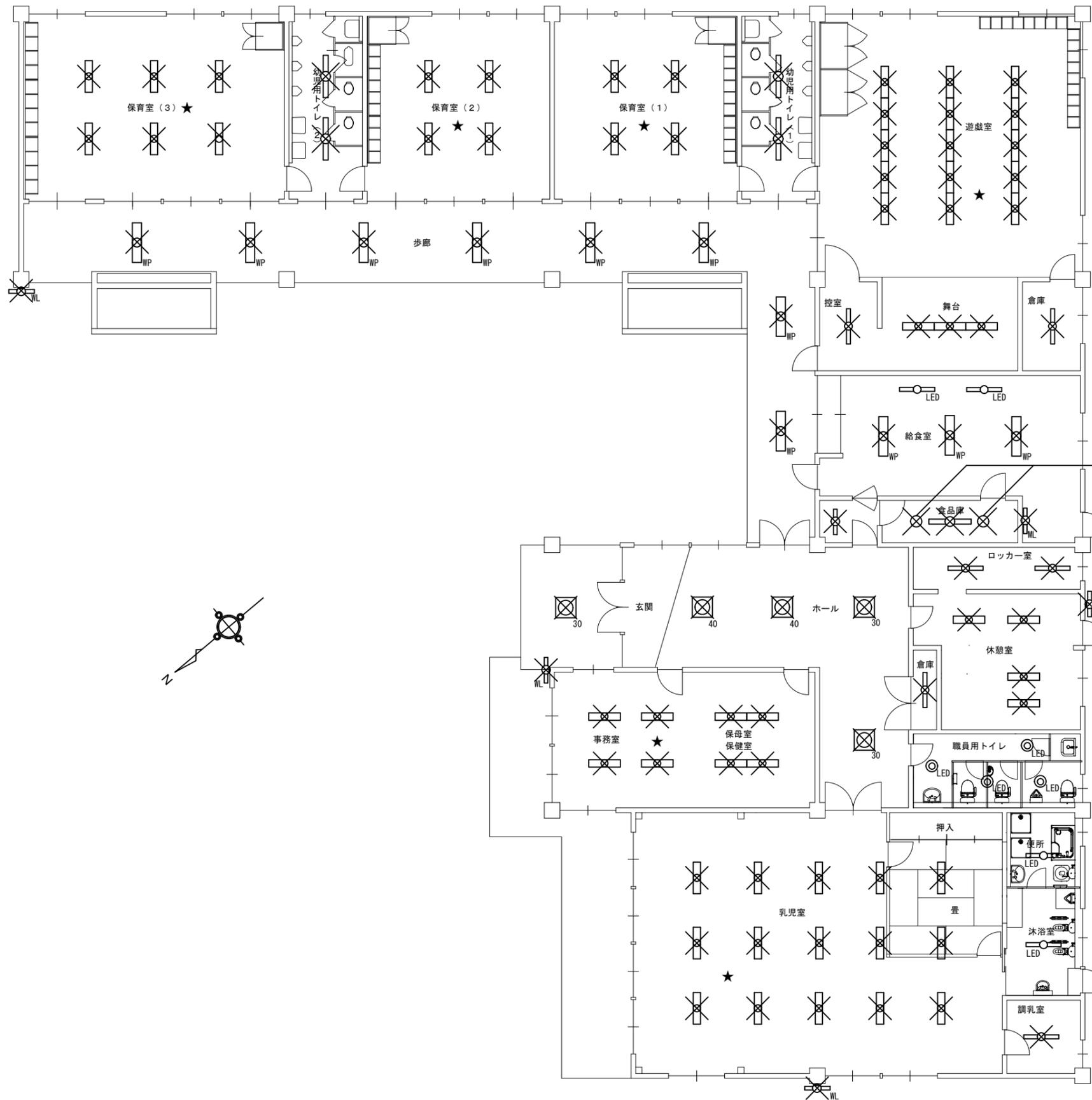
【適応基準】

- ・国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編、電気設備工事編 平成28年版)
- ・国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編、電気設備工事編 平成28年版)
- ・その他関係法令

【撤去処分】

- ・本修繕により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。
- また、修繕着手前に、施工方法を記した施工計画書を市監督員に提出し承諾を得ること。
- ・修繕完了後、速やかに施工報告書(マニフェスト等の写し)を市監督員に提示すること。
- ・水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯等)については「水銀廃棄物ガイドライン」(平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき適切に処理すること。

津市橋南保育園照明器具取替修繕		縮尺 _____
図面名称	配置図・位置図・特記仕様書	原図：A3
津市健康福祉部子育て推進課		E-01



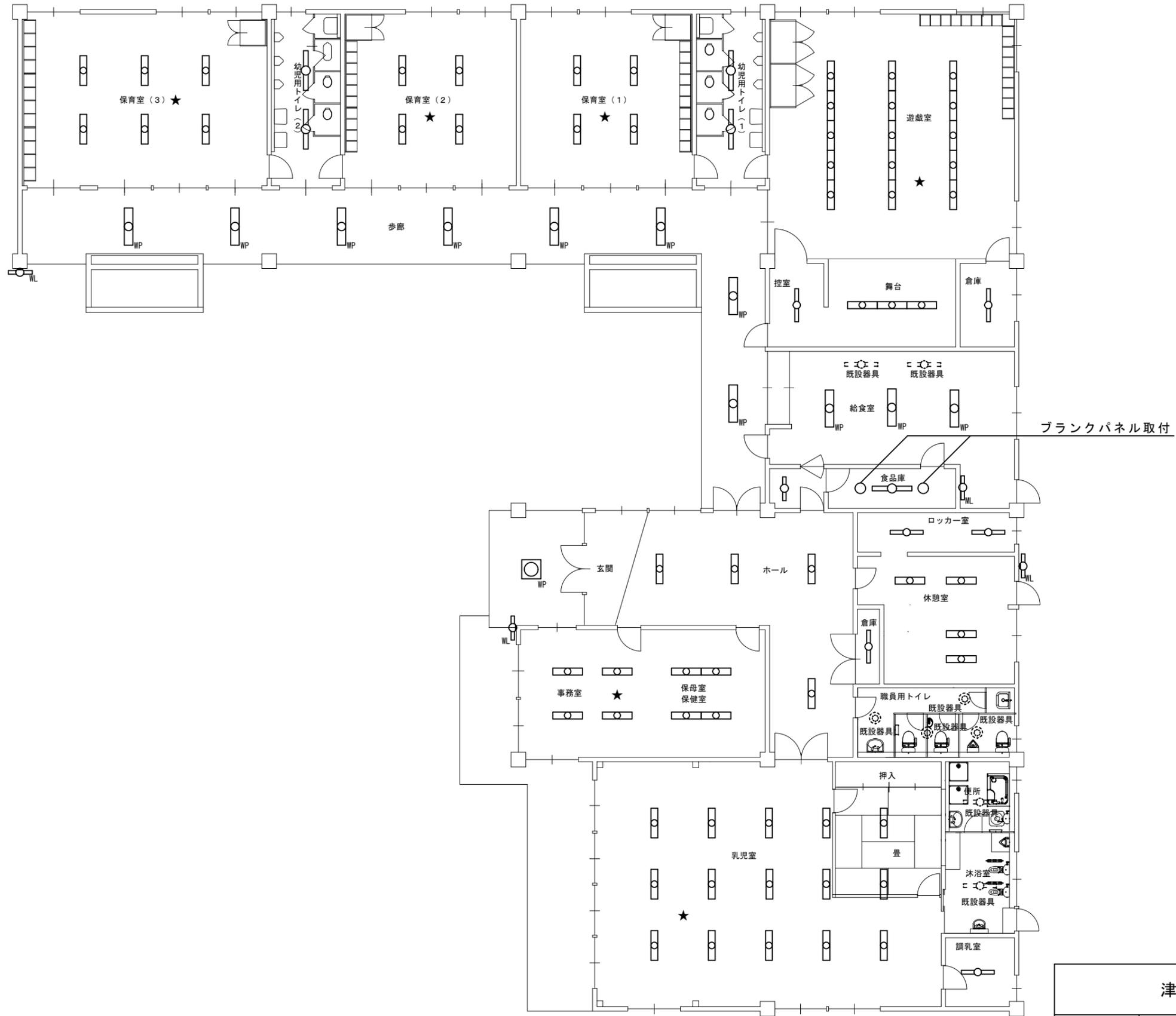
既設照明器具撤去後
ブラックパネル取付とする

✕ は撤去器具を示す

凡例	
図示記号	摘要
	FL20W×1 露出型
	FL40W×1 露出型
	FL40W×1 露出・防水型
	FL40W×2 露出型
	FL40W×2 露出・防水型
	FCL30W×1 天井付型
	FCL40W×1 天井付型
	ウォールライト
	ミラーライト
	ブラケットライト
	既設LEDベースライト
	既設LEDダウンライト

※ ★は照度測定位置を示す
 ※ 水銀使用製品は産業廃棄物として
 関係法令により適切に処理すること。

津市橋南保育園照明器具取替修繕		縮尺 1/200
図面名称	電灯設備撤去図	原図：A 3
津市健康福祉部子育て推進課		E-02



凡例	
図示記号	摘要
	照明器具 A21
	照明器具 A41
	照明器具 A41WP
	照明器具 A42
	照明器具 A42WP
	照明器具 CL30
	照明器具 WL20
	照明器具 ML20

※ ★は照度測定位置を示す

津市橋南保育園照明器具取替修繕		縮尺 1/200
図面名称	電灯設備改修図	原図：A 3
津市健康福祉部子育て推進課		E-04